

みやき町公告

みやき町浄化センター水処理棟設備工事（7系列）について、公募型指名競争入札を行うので、資格審査申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告する。

令和8年7月3日

みやき町長 岡 毅

1 工事の概要

- (1) 工事名 みやき町浄化センター水処理棟設備工事（7系列）
- (2) 工事場所 みやき町大字 江口 地内
- (3) 工事内容 下水処理施設 嫌気・好気ろ床法の機械設備工事
- (4) 工事概要 (機械設備工事一式)
(電気設備工事一式)
(建築工事一式)
- (5) 工期 契約締結の日（議会の議決を得た日）から令和9年12月17日まで
- (6) 予定価格 事後公表

2 申請者資格に関する事項

申請者の資格要件

申請者は次の資格要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) みやき町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年みやき町告示第13号）に基づく指名停止を、1に示した工事（以下「当該工事」という。）入札参加資格申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。
- (3) 警察当局から、町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められるものでないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) 九州地区内に本店もしくは支店を置き、九州地区内の本店・支店で契約締結ができること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により機械器具設置工事及び電気工事並びに建築工事に係る特定建設業の許可若しくは一般建設業の許可を受けていること。
- (8) 当該工事に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に専任で配置できるものであること。
- (9) 工事施工実績は、元請（単体又はJV：出資比率50%以上）として「下水道処理施設 嫌気・好気ろ床法の機械設備工事」で請負金額1億円以上の施工実績を有すること。

3 設計図書

- (1) 概要設計図書及び図面はみやき町役場下水道課にて配布する。
- (2) 概要設計図書に関する質問及び回答
(受付期間) 令和8年7月3日～令和8年7月16日正午まで
(提出方法) 質問事項を記載した書面（様式第4号）をFAXにて提出
(提出先) 佐賀県みやき町役場下水道課 FAX番号0942-96-5530
(回答方法) 随時回答（質問書提出者に回答する）
- (3) 詳細設計図書及び図面については、審査結果通知日以降にみやき町役場下水道課にて配布する。

4 入札参加資格審査申請書及び提出資料

申請書及び提出資料は、工事毎に下記の要領により A4 版で作成するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書 (様式第 1 号)
- (2) 同種工事施工実績調書 (様式第 2 号)
- (3) 配置予定技術者実績調書 (様式第 3 号)
 - ・当該工事を受注した場合に、監理又は主任技術者として配置する予定の技術者について記入すること。
 - ・実施の施工にあたって、配置予定技術者（実績・資格）調書に記載された技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な場合及び町長が特に認めた場合に限るものとする。
- (4) 最新の特定建設業許可通知書又は許可証明書（写し可）
- (5) 最新の経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書（写し可）

5 入札参加資格審査申請書及び提出資料の提出について

入札参加資格審査申請書及び提出資料については、みやき町役場下水道課に提出(郵送可)するものとし、電送による申し込みは受け付けない。

- (1) 申請書提出期限 令和 8 年 7 月 17 日（金）必着
- (2) 提出先及び問合せ 〒840-1192 佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地
みやき町役場 下水道課 業務担当
TEL : 0942-96-5535 FAX : 0942-96-5530

6 指名業者の選定

提出書類の審査結果をもとに、本町の指名基準により指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けたものに限る。令和 8 年 7 月 23 日以降に入札参加申請者に審査結果を通知の予定。

7 その他

入札通知及び詳細設計書については、審査結果通知日以降にみやき町下水道課業務担当にて配布する。

入札日については 8 月上旬を予定。

落札後の契約は仮契約とし、「みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき議会の議決を得なければならない。